

令和6年度

答 申

令和6年5月24日

宮崎県教科用図書選定審議会

Ⅰ 小学校及び中学校（県立以外）、並びに義務教育学校用教科用図書について

(1) 採択について

（本年度の採択）

- ア 小学校、義務教育学校（前期課程）用の教科用図書については、本年度採択替えを行わない年であることから、令和5年度に採択したものと同一の教科用図書を採用すること。
- イ 中学校、義務教育学校（後期課程）用の教科用図書については、以下の(2)から(4)の内容に留意して、全ての教科用図書について、令和5年度に採択したものと異なる教科用図書を採用することができること。

(2) 採択の基準について

（中学校、義務教育学校後期課程）

- ア 教育基本法、学校教育法に基づき公示された中学校学習指導要領に示されている各教科等の目標を十分達成できるものであり、生徒の発達の段階に応じた指導を行うために、系統的に編集されているものであること。
- イ 教材の内容等が充実しており、各教科等で身に付けさせたい資質・能力を育成するための指導の充実につながるものであること。
- ウ 指導者及び生徒にとって、使用上の利便性があり、生徒にとって分かりやすいものであること。
- エ 地域の願いや思い、生徒の実態等を考慮すること。

(3) 研究資料の作成について

（中学校、義務教育学校後期課程）

研究資料の作成については、以下の内容に留意すること。

- ア 研究資料は、種目ごとに作成すること。
- イ 種目は次の16種目とすること。
 - 国語、書写、社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）、地図、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）、英語、道徳
- ウ 研究資料は、中学校用教科書目録に登載され、かつ見本本として送付された全ての教科用図書について作成すること。
- エ 教科用図書の調査研究を行うに当たっては、明確な観点を定めて行うこと。
- オ 調査研究の観点としては、教科等の目標の達成及び単元（題材）や教材の構成・配列等、内容や指導の充実、利便性の向上等の角度からこれを定めること。
- カ 調査研究の資料は、観点ごとに特徴を簡潔に記述し、採択に当たっての参考となるものであること。

(4) 採択の方式について

(中学校、義務教育学校後期課程)

- ア 採択地区内の各市町村教育委員会は、採択地区協議会を必ず設けること。
- イ 採択地区協議会には、教科用図書の研究のために「専門委員」を置くこと。
- ウ 「専門委員」は、県教育委員会が作成した研究資料等を活用して、種目ごとに、採択の基準に基づき教科用図書の研究を行い、採択地区協議会に報告すること。
- エ 採択地区協議会は、県教育委員会の作成した研究資料等を参考にすのほか、採択地区協議会に置いた「専門委員」の研究報告をもとに、種目ごとに1種の教科用図書を選定すること。
その際、各教科用図書の特徴を踏まえるとともに、各地域の願いや思い、生徒の実態等を考慮するなど、最終的な選定理由を明確にした選定にすること。
- オ 採択地区内にある市町村教育委員会は、採択地区協議会において選定した教科用図書と同一の教科用図書を採択すること。

2 県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について

(1) 採択について

（本年度の採択）

ア 中学校用の教科用図書については、1の(1)イに準じ、以下の(2)から(4)の内容に留意して、適切に採択を行うこと。

(2) 採択の基準について

ア 教育基本法、学校教育法に基づき公示された中学校学習指導要領に示されている各教科等の目標を十分達成できるものであり、生徒の発達の段階に応じた指導を行うために、系統的に編集されているものであること。

イ 教材の内容等が充実しており、各教科等で身に付けさせたい資質・能力を育成するための指導の充実につながるものであること。

ウ 指導者及び生徒にとって、使用上の利便性があり、生徒にとって分かりやすいものであること。

エ 学校の特色、生徒の実態等を考慮すること。

(3) 研究資料の作成について

研究資料の作成については、以下の内容に留意すること。

ア 研究資料は、種目ごとに作成すること。

イ 種目は次の16種目とすること。

国語、書写、社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）、地図、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）、英語、道徳

ウ 研究資料は、中学校用教科書目録に登載され、かつ見本本として送付された全ての教科用図書について作成すること。

エ 教科用図書の調査研究を行うに当たっては、明確な観点を定めて行うこと。

オ 調査研究の観点としては、教科等の目標の達成及び単元（題材）や教材の構成・配列等、内容や指導の充実、利便性の向上等の角度からこれを定めること。

カ 調査研究の資料は、観点ごとに特徴を簡潔に記述し、採択に当たっての参考となるものであること。

(4) 採択の方式について

ア 調査研究・選定に当たっては、校内に選定委員会を位置付けること。

イ 校内の選定委員会では、県教育委員会の示した研究資料を活用しながら、各学校の実情に合わせて、具体的な観点や視点を設定し、調査研究の充実を図ること。

ウ 校内の選定に当たっては、保護者の意見を聴くなどしながら、十分審議・検討した上で、希望教科用図書を種目ごとに1種選定し、県教育委員会に申請す

ること。

エ 県教育委員会に申請する際は、各学校は、県教育委員会が示す様式にしたがって、学校が目指す生徒像や指導上重視すべき事項を加味しながら選定希望理由が明確になるよう記載すること。併せて、各教科等の調査研究を行うために作成した資料や記録等を整備すること。

オ 県教育委員会は、各学校が申請した希望教科用図書について審議し、各学校ごとに教科用図書を採択すること。

3 小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級用教科用図書について

(1) 採択の基本的な考え方について

(本年度の採択)

ア 小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級において使用する教科用図書は、本答申の1により採択されたものと同じの教科用図書を使用すること。

ただし、小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級の児童生徒の実態により、市町村教育委員会は、文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用教科用図書を採択することができる。

(一般図書の採択について)

イ 前項アにより採択することが適当でない場合に限り、市町村教育委員会は、特例として学校教育法附則第9条に基づき、一般図書を教科用図書として採択することができる。

(2) 学校教育法附則第9条に基づく教科用図書採択の基準について

ア 小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級の教育目標の達成及び内容の指導に当たって有効であること。

イ 児童生徒の障がいの状態及び特性等の観点から効果的に編集されており、指導に当たって有効であること。

ウ 内容の表記が分かりやすく、文字や絵・図等の大きさや配置及び印刷の鮮明さ等、編集の全般にわたって適切であること。

エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であり、しかも、児童生徒に親しまれるものであること。

(3) 採択の方式について

ア 各学校の特別支援学級において、在籍する児童生徒の実態に応じて、本答申の1により採択されたものと同じの教科用図書が適当でない判断された場合、市町村教育委員会は、校内の審議内容を踏まえ特別支援学校用教科用図書又は一般図書を採択すること。

イ 使用する教科用図書を一般図書の中から採択する場合には、次によること。

採択の対象とする一般図書は、本答申の3(2)に示した「学校教育法附則第9条に基づく教科用図書採択の基準について」によるものとし、文部科学省の「一般図書一覧」の中から、教科の主たる教材として教育目標達成上、有益で適切なものを採択すること。

4 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について

(1) 採択の基本的な考え方について

(本年度の採択)

ア 特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書は、本答申のⅠにより採択されたものと同じの教科用図書を原則として採択すること。

ただし、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒の実態により、文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用教科用図書を採択することができる。

(一般図書の採択について)

イ 前項アにより採択することが適当でない場合に限り、特例として学校教育法附則第9条に基づき、一般図書を教科用図書として採択することができる。

(2) 学校教育法附則第9条に基づく教科用図書採択の基準について

ア 特別支援学校の小学部及び中学部の教育目標の達成及び内容の指導に当たって有効であること。

イ 児童生徒の障がいの状態及び特性等の観点から効果的に編集されており、指導に当たって有効であること。

ウ 内容の表記が分かりやすく、文字や絵・図等の大きさや配置及び印刷の鮮明さ等、編集の全般にわたって適切であること。

エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であり、しかも、児童生徒に親しまれるものであること。

(3) 採択の方式について

ア 本答申のⅠにより採択されたものと同じの教科用図書を採択する場合、県教育委員会は、採択地区内にある採択地区協議会において選定された教科用図書と同一の教科用図書を原則として採択すること。

ただし、視覚障がい者への教育を主として行う特別支援学校においては、点字教科用図書を発行している発行者の教科用図書を中心に採択することや、児童生徒の障がいの状態及び特性等に応じて、採択地区内にある採択地区協議会において選定された教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

イ 県教育委員会は、採択終了後、採択した教科用図書の種類及び調査研究の資料等を公表するなど、採択に関する情報の公開に努め、開かれた採択を推進すること。

ウ 各特別支援学校において、在籍する児童生徒の実態に応じて前項アに示す教科用図書が適当でない判断された場合、県教育委員会は校内での審議内容を踏まえ特別支援学校用教科用図書又は一般図書を採択すること。

- エ 使用する教科用図書を一般図書の中から採択する場合には、次によること。
- ① 調査研究・選定に当たっては、校内に選定委員会を位置付けること。
 - ② 校内の選定委員会では、各学校の実情に合わせて、具体的な観点や視点を設定し、調査研究の充実を図ること。
 - ③ 各学校は、校内の選定委員会で十分審議・検討した上で、希望教科用図書を種目ごとに1種選定し、県教育委員会に申請すること。
 - ④ 各学校は、申請する際、県教育委員会が示す様式に従って、学校が目指す児童生徒像や指導上重視すべき事項を加味しながら選定希望理由が明確になるよう記載すること。併せて、各教科の調査研究を行うために作成した資料や記録等を整備すること。
 - ⑤ 県教育委員会は、各学校が申請した希望教科用図書について審査し、学校ごとに教科用図書を採択すること。

5 採択の公正性、透明性について

(教科用図書採択に関する情報の積極的な公表)

ア 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教科用図書の採択結果及び採択理由について、引き続き、より一層積極的な公表に努めること。

また、議事録及び研究資料等についても、積極的な公表に努めるとともにより一層の内容の充実を図るなど、採択に関する説明責任を果たすよう努めること。

(教科用図書の調査研究を行う調査員等の選任)

イ 県教育委員会及び各採択地区協議会は、教科用図書の調査研究を行う調査員等の選任について、教科用図書発行者との関係についての聴取又は自己申告等の手立てを図るなどして、特定の教科用図書発行者と関係を有する者が教科用図書採択に関わることをしないよう努めること。

(教科用図書発行者との関係についての教職員への周知)

ウ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教科用図書採択における公正性・透明性を確保する観点から、教科用図書の著作・編集活動に一定の協力を行う際の手続き等については、法令や各自治体が定める条例・規則等に従う必要がある旨の周知を行うなど、教科用図書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての教職員に対して指導を徹底するよう努めること。